

# 令和7年度宮城県警察勤務管理システム広告掲載募集要項

## 1 趣旨

令和7年度（令和7年10月から令和8年3月）に、宮城県警察職員（約4,500名）が使用する宮城県警察勤務管理システム（以下「勤務管理システム」という。）により閲覧する給与支給明細書等照会画面及び支給明細書（勤務管理システムから出力される給与支給明細書及び期末、勤勉手当支給明細書をいう。以下同じ。）に広告を掲載する広告主を募集します。

## 2 広告掲載場所

- (1) 宮城県警察職員が使用している勤務管理システム（イントラネット）内の給与支給明細書等照会画面及び支給明細書
- (2) 外部へのリンクはできませんが、2次元コード等を表示することはできます。

## 3 広告の種類・規格等

|       |  |
|-------|--|
| 大きさ   | 縦 128 ピクセル×横 1035 ピクセル<br>電子ファイル容量は 400 キロバイト程度とし、大幅に超える場合は要相談 |
| データ形式 | 電子ファイルは、J P E G形式又は P N G形式で提出                                 |
| 色     | 画面上はカラー表示可<br>印刷時は白黒となるので、地色は無色又は薄い色の使用を推奨                     |
| 掲載枠   | 1 枠（1 枠を分割したうえで別々の広告を掲載することも可）                                 |

## 4 広告閲覧対象者

掲載期間に給与の支給を受ける宮城県警察の職員（約4,500名）

## 5 広告掲出料

金 10,000 円/月（税込）

## 6 掲載月数

計6月分（令和7年10月分～令和8年3月分）

## 7 掲載期間（1月分）

掲載する月の初日から末日まで

（掲載開始日が宮城県の休日（平成元年宮城県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）の場合は直後の開庁日から、掲載終了日が休日の場合は直前の開庁日まで）

なお、令和7年度における給与の支給日（予定）は以下のとおりです。

例月給与：毎月21日（当日が休日の場合は直前の開庁日）

期末勤勉手当（12月）：12月10日

## 8 申込みの方法

以下の書類を、9(1)の期限までに提出してください。複数月分をまとめて申込みことも可能です。なお、受付された申込書の引き換え、変更及び取消しはできません。

### 【提出書類】

|   | 添付書類                                 | 備考               |
|---|--------------------------------------|------------------|
| ① | 広告掲出申込書(様式1)                         |                  |
| ② | 「納税証明書」(都道府県税について未納の徴収金のない証明書)の写し※1  | 発行後6か月以内のものに限る   |
| ③ | 誓約書(様式2)※1                           |                  |
| ④ | 法人・団体の定款、寄付行為又は規約の写し(個人事業主の場合は住民票抄本) |                  |
| ⑤ | 企業等の概要がわかるもの(パンフレット等)                |                  |
| ⑥ | 広告の案※2                               |                  |
| ⑦ | 委任状(様式3)                             | 代理人が申込等を行う場合のみ提出 |

※1 「物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規定」(平成9年宮城県告示第1275号)、「宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規定」(平成13年宮城県告示第727号)又は「建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規定」(昭和61年宮城県告示第1243号)に基づく資格を取得している者は、②と③を省略できます。

※2 必要に応じて、具体的な説明を記入してください。

※3 必要に応じて、法人登記簿謄本(発行後3か月以内のものに限る。申込書を提出する者が個人の場合は、住民票記載事項証明書)の提出を求める場合があります。

## 9 申込書の提出期限・提出方法

### (1) 提出期限

令和7年8月1日(木)から令和7年8月31日(土)まで

### (2) 提出方法

郵送または持参

<提出先>

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部警務部警務課給与担当

※郵送の場合は、当日消印有効

※持参の場合の受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 10 掲載できない広告

次に該当する広告は掲載できません。

- (1) 宮城県警察勤務管理システム広告掲載要領第4条各号に定める者の広告
- (2) 宮城県警察勤務管理システム広告掲載要領第5条各号に定める内容の広告

## 11 広告主及び広告の選定方法

- (1) 申し込みの受付日順に審査を行い、広告主を決定します。  
同日中に複数のお申込みがあった場合は、次の順位で決定し、順位が同位の場合は宮城県警察による抽選で決定します。
  - ① 掲載希望月数の多いもの
  - ② 県内に本店を有する企業
- (2) 申込者が宮城県警察勤務管理システム広告掲載要領に適合するかを審査します。適合しない場合はその者の広告は採用しません。適合しない者には文書により通知します。
- (3) 提出された広告原稿について、宮城県警察勤務管理システム広告掲載要領に基づき、広告内容及びデザイン等の審査を行います。審査の結果、広告の内容が規定する基準を満たしていないときその他不相当なときは、内容の補正等を指示します。

## 12 選定後の主な流れ

- (1) 広告掲載の可否が決定し次第、通知をお送りします。
- (2) 指定する日までに、請書を持参又は郵送により提出してください。（請書はこちらから指定いたします。）
- (3) 指定する日（広告掲載日の概ね 15 日前）までに、広告原稿（電子ファイル）を記録した電子媒体により提出してください。
- (4) 給与支給明細書等照会画面及び支給明細書への広告の掲載作業は宮城県警察が行います。
- (5) 指定する日までに、納入通知書により広告掲出料を一括で納めてください。

## 13 決定の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合は、決定を取り消します。

- (1) 決定された者が、指定期日までに正当な理由なく請書を提出しない場合
- (2) 決定された者が、宮城県警察勤務管理システム広告掲載要領第 4 条各号に定める者に該当することとなった場合

## 14 関係規定等

- ・宮城県警察広告事業実施要綱
- ・宮城県警察勤務管理システム広告掲載要領

なお、上記要綱等に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）によります。

## 15 申込書等提出先・問合せ先

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号  
宮城県警察本部警務部警務課給与担当  
電 話 022-221-7171（内線 2663）